

「議案第 24 号 令和 7 年度守口市特別会計介護保険事業予算」

御報告申し上げます。

本委員会は、本予算案につき歳入歳出にわたり審査を行いました結果、本市が実施する総合事業の緩和型サービスについては、旧くすのき広域連合から事業を引継ぎ実施しているところであるが、現状、個々の利用実態や適切なサービス量の把握には至っていないことから、より一層の介護予防や介護給付費の適正化を図るため、令和 7 年度よりケアプラン更新時において、段階的に自立支援型への移行を開始し、令和 9 年度までに緩和型サービスを廃止する方向性とのことである。ついては、事業の見直しに当たっては、説明会等を通じて趣旨を十分に説明し、理解を得られるよう取り組まれるとともに、個々の介護状態の早期改善や健康寿命の延伸に向け、引き続き、関係機関と連携し、利用者に寄り添ったきめ細やかかつ適切な支援に努められたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、寺本委員におかれましては、緩和型サービスの段階的見直しについては、介護給付費圧縮への不安が払拭できないこと。また、介護保険料の抑制には公費負担を増やしていく取組が大切であるとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。